

環水大大発第 060704002 号  
平成 18 年 7 月 4 日

都道府県・政令市  
大気環境行政主管部（局）長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

### 建築物の解体等における石綿飛散防止対策の実施について

建築物の解体等における石綿飛散防止対策については、日頃より格別のご尽力をいただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年 3 月 1 日に施行された石綿飛散防止対策に係る大気汚染防止法施行令及び施行規則の改正を円滑かつ的確に実施するための措置のひとつとして、今般、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を別添のとおり取りまとめました。平成 9 年 2 月 12 日付け環大規第 31 号の環境庁大気保全局長通知において参考にすべきとされているマニュアルは、今後、別添のものとするものとしますので、その旨ご了知願います。

なお、特定建築材料以外の石綿を含有する成形板を使用している建築物の解体等作業においても、石綿の飛散防止が図られるとともに、除去後の適正な廃棄につながるよう本マニュアルを参考に事業者への指導に努められるようお願いいたします。